こちらに記載する内容は大切なお知らせとなりますので必ずお読みください。

重要事項説明書（このまち電気）

この説明書は、当社の電気（このまち電気）をご契約いただく際に注意が必要な重要事項について記載したものです。契約をご希望の場合は、下記内容を十分にご確認・ご理解いただいたうえでお申し込みください。なお、契約の詳細については、当社ホームページ等で公開しております電気需給約款（このまち電気）でご確認ください。

1．契約のお申し込み

・お客さまが電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ電気需給約款（このまち電気）の内容を承諾のうえ、当社ホームページ等よりお申し込みいただきます。

・中国エリアのお客さまからの申し込みは、お客さまの需要場所の設備構成、過去の契約形態その他の事情にかかわらず、全て実量契約の申し込みとして取り扱います。

2．契約の成立

・需給契約は、お客さまからのお申し込みを当社が承諾したときに成立いたします。

・当社のガス料金や電気料金等を支払期限日を過ぎてもお支払いいただけていない場合など、契約のお申し込みを承諾できない場合があります。

3．需給開始日

・需給開始日は、原則として以下のとおりとし、契約手続きが完了した後に当社所定の方法によりお知らせいたします。

①他の電力会社から当社へ切替えられる場合

・需給契約が成立し所定の手続きが完了した日以降に到来する最初の検針日等

②転居等により新たに使用開始される場合

・入居日などお客さまがご希望される日

4．供給電圧および周波数

・供給電圧は 100 ボルトまたは 200 ボルト、周波数は 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。

5．適用区域

・当社の電気（このまち電気）がご利用できる区域は、別表１の適用区域といたします。

6．契約電流

・契約電流は、5 アンペア、 10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

7．契約電力

・各月の契約電力は、原則、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

8．契約容量

・契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

【算定式】

契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト) × 1/1000

9．電気料金

・電気料金は別表２の料金表に基づいて計算いたします。

１０．使用電力量および料金計算方法

・使用電力量の計量は、一般送配電事業者が行います。

・料金の算定期間は、託送約款に定める検針期間または計量期間等とし、一般送配電事業者から受領した使用電力量に基づき料金を計算いたします。なお、電気の需給を開始した場合や需給契約が消滅した場合等は、日割計算をいたします。

１１．電気料金等のお知らせ

・当社は、お客さまの使用電力量や料金請求額等を、当社のＷｅｂサイト上のマイページにてお知らせいたします。

１２．電気料金のお支払い方法

・電気料金は、口座振替またはクレジットカード払いの方法により、お支払いいただきます。ただし、電気の需給開始後、手続きが完了していない場合等、払込みの方法でお支払いいただく場合があります。

１３．お客さまからのお申し出による契約の変更・解約

・料金メニューの変更や引越し（転居）等により需給契約の解約を希望される場合は、当社の問合せ窓口までご連絡ください。ただし、他の電力会社への切替えを希望される場合は、当該電力会社へご連絡いただき、当社への解約の連絡は必要ありません。

１４．当社からの契約の変更

・当社は、一般送配電事業者の託送供給等約款や関係法令等が改正された場合や電気料金を改定する場合など、電気需給約款（このまち電気）を変更することがあります。この場合、お客さまへの供給条件は、変更後の約款によるものとなります。なお、約款の変更はあらかじめ当社のホームページ等でお知らせいたします。

・約款の変更に伴う供給条件の説明、契約変更前および契約変更後の書面交付は、当社のホームページに掲載する方法その他当社が適当と判断した方法により行います。

１５．契約の解約

・お客さまが、電気料金を支払期限日までに支払われていない場合、翌月の電気料金に合算して請求させていただきます。

・さらにお客さまが、合算した２か月分の電気料金を支払期限日までに支払われていない場合、当社は事前に通知をしたうえで、原則、需給契約を解約させていただきます。

１６．供給設備に関する工事費用等

・お客さまが新たに電気を使用される場合や契約電流等を変更される場合などで、これに伴い供給設備の工事等が発生する場合、その工事費等については、お客さまにご負担いただきます。

１７．電気の需給に関するお客さまのご協力のお願い

・電気需給に当たり、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された以下のような事項について、お客さまにご協力をお願いする場合があります。

①電気工作物の確認や検査等のため、お客さまの土地・建物に立ち入らせていただくこと。

②お客さまの電気の使用が、他のお客さまの電気の使用を妨害している、または妨害する恐れがある場合、お客さまの負担で必要な設備を施設していただくこと。

１８．調査・保安に対するお客さまのご協力のお願い

・一般送配電事業者または登録調査機関は法令により、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。この場合、必要があるときには電気工作物の配線図を提示していただきます。

・お客さまの電気工作物に異常や故障が発生した、または発生する恐れがある場合、一般送配電事業者へ連絡していただきます。

１９．他の電力会社から当社へ切替えられる場合の注意点

・他の電力会社から当社へ切替えられる場合、他の電力会社との契約条件により、お客さまに解約金等の不利益事項が発生する場合があります。当社とのご契約の前に、他の電力会社との契約内容を十分にご確認ください。

２０．当社からのお知らせ方法について

・当社は、各種のお知らせを、ＥメールやＳＭＳ（ショートメッセージサービス）などによりお知らせする場合があります。

小売電気事業者
事業者名：広島ガス株式会社 住　　所：広島県広島市南区皆実町２丁目７番１号 登録番号：Ａ０８２２ 問合せ先：このまち電気お客さまセンター 電話番号：０５７０-０４１-２２２ （ナビダイヤルをご利用になれない場合：０８２-２５８-２４５６） 受付時間：８：５０～１７：３０ （土・日・祝日・年末年始（12/31～1/4）・5/1 除く）

別表１．適用区域

エリア名称	適 用 地 域
東北エリア	東北電力ネットワーク株式会社の供給区域となる　青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県および新潟県
関東エリア	東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域となる　栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県（富士川以東）
中国エリア	中国電力ネットワーク株式会社の供給区域となる　鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部

別表２．料金メニュー

１．料金メニューの種類

料金メニューは次のとおりとし、いずれかのメニューを選んでいただきます。

料金 メニュー	このまち電気ダイレクト このまち電気バランス３ このまち電気バランス６ このまち電気ダイレクト（グリーン） このまち電気バランス３（グリーン） このまち電気バランス６（グリーン）

２．メニュー内容

（１）適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれかに該当するものに適用いたします。

①最大需要電力が原則として 50 キロワット未満であるものまたは契約容量が原則として 50 キロボルトアンペア未満であるもの。

②契約電流が 5 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるもの。

（２）このまち電気ダイレクト（グリーン）、
このまち電気バランス３（グリーン）、
このまち電気バランス６（グリーン）

供給する電気は、当社が非化石証書等を利用することで、実質的に再生可能エネルギー由来とみなされ、電気のCO_2排出量を実質的にゼロといたします。ただし、非化石証書の調達状況等により、CO_2排出量が実質的にゼロとならない場合があります。

（３）このまち電気バランス３、このまち電気バランス６、
このまち電気バランス３（グリーン）、
このまち電気バランス６（グリーン）

・料金を複数回に分けてお支払いいただきます。

・あらかじめ調整金を当社にてお預かりいたします。お預かりした調整金は、原則、需給契約の終了時に、終了分料金の支払いにあわせて返金いたします。

・当社が請求した料金をお支払いいただいていない場合、調整金は返金いたしません。また、調整金を、お支払いいただいていない請求中の料金に充当させていただく場合があります。

・調整金に対して消費税および利息は付しません。

・料金を複数回に分ける場合の回数ならびに調整金の種類は、別表４（料金支払い回数および調整金の種類）のとおりです。

・当社は、お預かりしている調整金の金額を、当社のＷｅｂサイトにより、お客さまにお知らせいたします。

（４）料金

料金は、料金表により計算された基本料金、市場電力量料金、その他従量料金と再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

（５）料金表

① 基本料金

(ｲ) 東北エリア

契約方式	区分	単価
アンペアブレーカー契約	契約電流５アンペアにつき	83.05 円
実量契約	契約電力１キロワットにつき	226.60 円
主開閉器契約	契約容量１キロボルトアンペアにつき	166.10 円

※実量契約における各月の最大需要電力が 0.5 キロワットの場合、半額とする。

(ﾛ)関東エリア

契約方式	区分	単価
アンペアブレーカー契約	契約電流５アンペアにつき	76.12 円
実量契約	契約電力１キロワットにつき	230.67 円
主開閉器契約	契約容量１キロボルトアンペアにつき	152.24 円

※実量契約における各月の最大需要電力が0.5キロワットの場合、半額とする。

(ﾊ) 中国エリア

契約方式	区分	単価
実量契約	最初の契約電力６キロワットまで	326.70 円
	上記をこえる契約電力１キロワットにつき	108.90 円（加算）

※各月の使用電力量が０キロワット時の場合、当該月については上記金額の半額とします。

② 市場電力量料金

30 分毎の使用電力量×{30 分毎のエリアプライス÷（１－エリア損失率）×（１＋消費税率）}

(ｲ) エリアプライス

日本卸電力取引所の 30 分毎のスポット市場価格

(ﾛ) エリア損失率

各一般送配電事業者が託送約款に定める損失率

エリア	エリアプライス	エリア損失率
東北エリア	東北エリアプライス	8.5%
関東エリア	東京エリアプライス	6.9%
中国エリア	中国エリアプライス	7.7%

③ その他従量料金

(ｲ) このまち電気ダイレクト
このまち電気バランス３
このまち電気バランス６

東北エリア

項目	単位	単価
託送料金	1kWh	8.58 円
事業運営費	1kWh	5.45 円
管理費	1kWh	4.35 円
容量拠出金対応費	1kWh	1.10 円
法令に定められた費用	1kWh	0.00 円
グリーンオプション費	1kWh	0.00 円

関東エリア

項目	単位	単価
託送料金	1kWh	6.97 円
事業運営費	1kWh	5.45 円
管理費	1kWh	4.35 円
容量拠出金対応費	1kWh	1.10 円
法令に定められた費用	1kWh	0.00 円
グリーンオプション費	1kWh	0.00 円

中国エリア

項目	単位	単価
託送料金	1kWh	9.09 円
事業運営費	1kWh	5.45 円
管理費	1kWh	4.35 円
容量拠出金対応費	1kWh	1.10 円
法令に定められた費用	1kWh	0.00 円
グリーンオプション費	1kWh	0.00 円

(ﾛ) このまち電気ダイレクト（グリーン）
このまち電気バランス３（グリーン）
このまち電気バランス６（グリーン）

東北エリア

項目	単位	単価
託送料金	1kWh	8.58 円
事業運営費	1kWh	6.55 円
管理費	1kWh	4.35 円
容量拠出金対応費	1kWh	1.10 円
法令に定められた費用	1kWh	0.00 円
グリーンオプション費	1kWh	1.10 円

関東エリア

項目	単位	単価
託送料金	1kWh	6.97 円
事業運営費	1kWh	6.55 円
管理費	1kWh	4.35 円
容量拠出金対応費	1kWh	1.10 円
法令に定められた費用	1kWh	0.00 円
グリーンオプション費	1kWh	1.10 円

中国エリア

項目	単位	単価
託送料金	1kWh	9.09 円
事業運営費	1kWh	6.55 円
管理費	1kWh	4.35 円
容量拠出金対応費	1kWh	1.10 円
法令に定められた費用	1kWh	0.00 円
グリーンオプション費	1kWh	1.10 円

※(ｲ)(ﾛ)の管理費は別表３により、毎年見直します。
※①③の単価には消費税等相当額を含みます。

別表３．管理費の算定

① 料金の算定開始日が当年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの管理費は以下の算式により算定いたします。
管理費＝4.35×（前年の CPI÷基準年の CPI）
CPI：総務省発表の 2020 年基準消費者物価指数(年平均)における「生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数」
基準年の CPI：107.0（2024 年の CPI）

② 算定した管理費が 4.35 円を下回る場合、管理費は 4.35 円といたします。

③ 算定した管理費は、当社のＷｅｂサイトにより、算定後すみやかにお知らせいたします。

別表４．料金支払い回数および調整金の種類

料金メニュー	支払回数	調整金の種類
このまち電気バランス３ このまち電気バランス３（グリーン）	３回	3,000 円
		12,000 円
このまち電気バランス６ このまち電気バランス６（グリーン）	６回	7,500 円
		30,000 円

クーリング・オフについて

1.お客さまが、訪問販売または電話勧誘でお申し込み(契約)された場合、本書面を受領された日から８日を経過するまでは、書面または電磁的方法により無条件で申し込みの撤回(契約が成立したときは契約の解除)を行うこと(以下、「クーリング・オフ」といいます。)ができ、その効力は書面または電磁的方法を発信したとき(郵便消印日付および HP お問い合わせ日など)から発生します。

2.クーリング・オフを行う場合、お客さまは、①損害賠償および違約金の支払いを請求されることはありません。②すでに引き渡された商品の引き取りに要する費用、提供を受けた役務の対価あるいは移転された権利の返還に要する費用は広島ガスが負担します。③すでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は速やかにその全額の返還を受けることができます。④商品を使用もしくは消費し、または権利を行使して得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません。また、役務の提供を受けまたは施設を利用した場合でも当該契約に基づく対価の支払い義務はありません。⑤役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態にもどすよう請求することができます。

3.上記クーリング・オフの行使を妨げるために広島ガスまたは代理店が不実のことを告げたことによりお客さまが誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、広島ガスから、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から ８ 日を経過するまでは書面または電磁的方法よりクーリング・オフすることができます。

4.電磁的方法でクーリング・オフを行う場合には、下記 URL もしくは二次元コードより「当社 HP お問い合わせフォーム」に遷移いただき、お問い合せの種類に「その他」を選択、件名に「クーリング・オフ対応について」とご入力の上、必要事項をご入力ください。

https://www.hiroshima-gas.co.jp/cgi-local02/hp_form.cgi

「このまち電気に乗り換えて、お得を体感！」に関する契約締結前の重要事項説明書

この書面は、当社とお客さまとの間の電気需給契約の一部となる特約事項（以下「本企画」といいます。）を定めたものです。

また、この書面は、本企画が適用されるお客さまに重要な事項を説明するものです。新たに当社と電気需給契約を締結されるお客さまは、「電力需給約款（このまち電気）（以下「本約款」といいます。）」および「重要事項説明書（このまち電気）」と共に本書面を必ずお読みいただき、内容をご確認・ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、この書面で記載されているもの以外の供給条件およびこの書面で使用する用語は、特に定めのない限り本約款に基づくものとし、この書面と本約款の間に齟齬がある場合には、この書面が優先するものといたします。

１．適用内容

本企画の適用内容は以下のとおりです。

（１）特典

・２．適用条件を満たしたご契約に対し 1 需要場所のご使用量 1kWh あたり 4 円/kWh（税込み）を各月のご請求額から値引きいたします。

・対象月の使用量が 0kWh の場合は、値引きの対象外となります。なお、他請求月での振替値引きは実施いたしません。

（２）対象料金

・値引き対象料金は、1 需要場所ごとに以下のとおりです。

2026 年 2 月電気料金：2 月の検針日締めで計算された料金

2026 年 3 月電気料金：3 月の検針日締めで計算された料金

2026 年 4 月電気料金：4 月の検針日締めで計算された料金

２．適用条件

以下の条件をすべて満たした場合に本企画の適用対象となります。

（１）対象となる料金メニュー

・このまち電気ダイレクト

・このまち電気ダイレクト（グリーン）

・このまち電気バランス３

・このまち電気バランス３（グリーン）

・このまち電気バランス６

・このまち電気バランス６（グリーン）

（２）対象となるお客さま

2026 年 3 月末までに上記料金メニューの契約が開始したお客さま。

３．その他ご注意事項

（１）契約申し込みから供給開始まで最大１カ月程度の期間が必要になる場合があります。

（２）新たにお申込みいただいたお客さまについては、供給開始のタイミングによって、本企画の特典を適用できない期間が発生する可能性があります。

（３）本企画は予告なく内容の変更または実施を終了する場合があります。

（４）本書面を変更する場合、当社ホームページに掲載する方法、または当社が適当と判断した方法にて通知します。緊急性がある場合またはやむを得ない場合は、事後的に通知します。

（５）お申込内容に訂正などが入る場合は、一般送配電事業者所定の手続きが完了せず、契約開始までに日数を要する場合があります。この場合も本企画の対象料金、適用条件に変更はありません。

４．小売電気事業者

広島ガス株式会社（登録番号 A0822）

本社所在地：〒734-8555 広島県広島市南区皆実町２丁目７番１号

◆電話によるお手続き・お問い合わせ

このまち電気お客さまセンター：0570-041-222

受付時間 8：50～17：30 （土・日・祝日・年末年始（12/31～1/4）・5/1 除く）

以上